

平成26年11月18日

各位

会社名	株式会社ノエビアホールディングス
代表者名	代表取締役社長 大倉 俊 (コード番号 4928 東証第1部)
問合せ先	広報・IR部 担当部長 須貝 摩子 電話 03-5568-0305

## 自己株式の取得および自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び  
自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け並びに同法第178条の規定による自己株式の消却)

当社は、平成26年11月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法、並びに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元の実現を図るため。

#### 2. 取得の方法

本日(平成26年11月18日)の終値(最終特別気配を含む)1,991円で、平成26年11月19日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません)。当該買付注文は、当該取引時間限りの注文とします。

#### 3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 2,500,000株(上限)[発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合6.68%]

(注) 1.当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

2.取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。

3.当社は支配株主である代表取締役会長大倉昊との金融商品取引法で定められた共同保有者である株式会社大倉興産より、その保有する当社普通株式の一部をもって応ずる意向を有している旨の連絡を受けております。

(3) 株式の取得価額の総額 4,977,500千円(上限)

#### 4. 取得結果の公表

平成26年11月19日午前8時45分の取引時間終了後に取得結果を公表します。

## 5. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類 当社普通株式

(2) 消却する株式の総数 2,500,187株（予定）〔消却前の発行済株式総数に対する割合6.68%〕

（注）上記2. 記載の自己株式の取得により買付けた全株式と、平成26年10月31日時点で保有する自己株式187株との合計数を消却します。

(3) 消却後の発行済株式総数 34,942,653株（予定）

(4) 消却予定日 平成26年11月28日

（ご参考）平成26年10月31日時点の自己株式の保有状況

・発行済株式総数（自己株式を除く） 37,442,653株

・自己株式数 187株

## 6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式の取得は、当社の支配株主である代表取締役会長大倉昊との金融商品取引法で定められた共同保有者である株式会社大倉興産が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成26年5月9日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、支配株主との取引は、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定する等、会社ひいては少数株主を害することのないよう適切に対応するものとしております。そのため、当社では平成26年11月18日に取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない取締役5名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）が出席したうえ、本自己株式の取得及び消却が、資本効率の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元の実現を図ることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式の取得及び消却に関する決議を行いました。よって、本自己株式の取得及び消却は、かかる指針に適合していると判断いたします。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む）にて本自己株式取得を行う予定です。本自己株式の取得及び消却に関して、代表取締役会長大倉昊は当社の支配株主であり、代表取締役社長大倉俊は金融商品取引法で定められた共同保有者であることから、利益相反を回避するため、上記取締役会における議長としての議事進行並びに審議及び決議には参加していません。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の通り、当社の独立役員である社外監査役の上田正和、寄田和宏両氏より、本自己株式の取得及び消却は、その目的、意思決定手続、取得方法等に鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を平成26年11月18日に入手しております。

よって、本自己株式の取得及び消却は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がとられていると判断いたします。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の独立役員である社外監査役の上田正和、寄田和宏両氏より、入手した意見の概要は下記の通りです。

- ① 本自己株式の取得及び消却は取得時期・方法等に鑑み、資本効率の向上を図るとともに株主の皆様への利益還元の充実に資するものであること。
- ② 本自己株式の取得及び消却に際し、準備段階から決定に至るまで「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しており、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は十分とられていることから、少数株主にとって不利益なものではないこと。
- ③ ToSTNeT-3による取引であるため、取引条件の公正性が担保されていること。

以上